

舞鶴都市計画  
特定用途誘導地区の決定

計 画 書  
(舞鶴市決定)

令和8年3月

舞 鶴 市

## 舞鶴都市計画 特定用途誘導地区の決定（舞鶴市決定）

都市計画特定用途誘導地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物等の誘導すべき用途	誘導用途に供する建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備考
特定用途誘導地区（伊佐津地区）	約 3.4ha	別表第1のとおり	20/10	—	—	—	
合計	約 3.4ha						

「区域は区域図表示のとおり」

### 別表第1（店舗）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの（食品の販売に係る売場の床面積が1,000平方メートル以上の店舗を有するものに限る）

理由

別紙理由書のとおり



舞鶴都市計画特定用途誘導地区の決定  
計画図（案）  
伊佐津地区  
S=1:2,500

